

通達甲（副監. 警. 人1. 庶）第5号

平成29年3月28日

存 続 期 間

部 長 、 参 事 官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定及び運用に関する要綱の制定について  
このたび、別添のとおり、サイバーセキュリティ上級捜査官等認定要綱を制定し、平成29年  
4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定及び運用に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、サイバーセキュリティ資格者及びサイバーセキュリティ上級捜査官（以下「サイバーセキュリティ上級捜査官等」という。）の認定及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定及び運用については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 サイバーセキュリティ資格者とは、サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処に必要となる知識及び技能の基準を満たしているとサイバーセキュリティ上級捜査官等認定委員会が認めた者をいう。
- 2 サイバーセキュリティ上級捜査官（以下「サイバー上級捜査官」という。）とは、警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）で定めるサイバー犯罪捜査官に準じるコンピュータ及びネットワークに関する知識及び技能を有し、かつ、サイバー犯罪及びサイバー攻撃に係る捜査実務に精通する者として、サイバーセキュリティ上級捜査官等認定委員会がその適性を認めた者をいう。

### 第4 委員会の設置

- 1 サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定の適正を期するため、警視庁本部にサイバーセキュリティ上級捜査官等認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定試験（以下「認定試験」という。）の実施その他認定に必要な事項について審議を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。
  - (1) 委員長 サイバーセキュリティ対策本部長
  - (2) 副委員長 サイバーセキュリティ対策本部副本部長
  - (3) 委員 人事第一課長、人事第二課長及び教養課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要により、サイバーセキュリティについて専門的知識を有する団体又は個人

に対して、認定に関する事務の一部を委任することができる。

7 委員会の事務局は、サイバーセキュリティ対策本部に置く。

## 第5 認定の基準

サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定の基準は、次のとおりとする。

### 1 サイバーセキュリティ資格者

級位制により行うものとし、級位の基準は、別表第1の「サイバーセキュリティ資格者級位認定基準」のとおりとする。

### 2 サイバー上級捜査官

別表第2の「サイバーセキュリティ上級捜査官認定基準」のとおりとする。

## 第6 認定試験の方法

### 1 サイバーセキュリティ資格者

筆記試験又は別に定める方法により行うものとする。

### 2 サイバー上級捜査官

第一次試験、第二次試験及び第三次試験に分けて行い、その内容は次のとおりとする。

- (1) 第一次試験は、筆記試験を行うものとする。
- (2) 第二次試験は、第一次試験に合格した者について、実技試験を行うものとする。
- (3) 第三次試験は、第二次試験に合格した者について、面接試験を行うものとする。

## 第7 受験資格

### 1 サイバーセキュリティ資格者

各級位の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 初級 無級者
- (2) 準中級 初級の資格を有する者
- (3) 中級 初級若しくは準中級の資格を有する者又は無級者のうち通算して1年以上のサイバー犯罪若しくはサイバー攻撃に係る捜査実務経験を有する等委員会が適性を認めた者

### 2 サイバー上級捜査官

巡査部長以上の階級にある職員のうち、次に定める要件を満たしている者とする。

- (1) 原則として、中級のサイバーセキュリティ資格者に認定されてから1年以上の勤務実績を有すること。
- (2) 通算して2年以上の捜査実務経験を有すること。
- (3) 所属長が推薦した者であること。

## 第8 認定試験の実施

- 1 認定試験は、毎年1回以上実施するものとする。
- 2 委員長は、認定試験を実施する場合は、あらかじめ実施する認定試験の種別及び級位、実施日時、実施場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

#### 第9 合格者の決定及び認定

委員会は、認定試験の結果に基づき合格者を決定し、サイバーセキュリティ上級捜査官等の認定を行うものとする。

#### 第10 認定の特例

経済産業大臣が認定する情報処理技術者試験等の資格を有し、かつ、委員会が定める研修を修了している者は、この要綱に基づくサイバーセキュリティ資格者に認定された者とみなす。

#### 第11 認定者の通知等

- 1 委員長は、サイバーセキュリティ資格者に認定された職員の氏名、級位及び認定年月日を書面で当該職員の所属長に通知するものとする。
- 2 委員長は、サイバー上級捜査官に認定された職員の氏名及び認定年月日を書面で当該職員の所属長に通知するものとする。

#### 第12 認定証の授与と記章の貸与

- 1 委員長は、サイバーセキュリティ資格者に認定された者に対して、別記様式第1号の「サイバーセキュリティ資格者認定証」を授与するものとする。
- 2 委員長は、サイバー上級捜査官に認定された者に対して、別記様式第2号の「サイバーセキュリティ上級捜査官認定証」を授与するとともに、別図のサイバーセキュリティ上級捜査官記章を貸与するものとする。

#### 第13 名簿への登載等

- 1 委員長は、サイバーセキュリティ資格者に認定された者を、別記様式第3号の「サイバーセキュリティ資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。
- 2 委員長は、サイバー上級捜査官に認定された者を、別記様式第4号の「サイバーセキュリティ上級捜査官名簿」（以下「上級捜査官名簿」という。）に登載するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。
- 3 資格者名簿及び上級捜査官名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

#### 第14 サイバーセキュリティ上級捜査官の運用

サイバー上級捜査官は、サイバーセキュリティに関する高度な専門的知識を要する所属にお

いて、その知識及び技能を生かしサイバー犯罪及びサイバー攻撃に係る事案への対処に当たるものとする。

#### 第15 中級のサイバーセキュリティ資格者の招集及び運用

- 1 サイバーセキュリティ対策本部長は、単一所属での対処が困難と認められるサイバー犯罪及びサイバー攻撃に係る事案が発生した場合において、中級のサイバーセキュリティ資格者を招集する必要があると認めたときは、関係所属長に通知の上、派遣を要請するものとする。
- 2 サイバーセキュリティ対策本部長は、中級のサイバーセキュリティ資格者を事案の性質、態様等に応じて適正かつ効率的に運用するものとする。

#### 第16 認定の取消し

- 1 所属長は、自所属のサイバー上級捜査官が次のいずれかに該当する場合は、委員長に上申するものとする。
  - (1) 健康上その他の理由から、勤務に支障が生ずると認められるとき。
  - (2) 勤務成績が良好でないとき。
  - (3) その他サイバー上級捜査官として適性がないと認められるとき。
- 2 前1の規定による上申があった場合は、認定の取消しの適否について委員会において審議し、委員長は、その結果を上申した所属長に通知するものとする。
- 3 委員長は、サイバー上級捜査官の認定の取消しを決定したときは、上級捜査官名簿から削除するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルの削除登録をするものとする。

#### 第17 認定の更新等

- 1 サイバーセキュリティ資格者の資格（以下「サイバーセキュリティ資格」という。）の有効期間は、認定された日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の満了時に、別に定める更新の基準（以下「更新基準」という。）を満たした場合は、その期間を更新するものとする。
- 2 前1の場合において、更新されたサイバーセキュリティ資格の有効期間は、更新前の有効期間の満了日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。
- 3 中級のサイバーセキュリティ資格者のうち、サイバーセキュリティ資格の有効期間の満了時に更新基準に満たない者又は別に定める方法により中級の認定基準を満たす能力を有しないと申し出た者については、初級に降級する。この場合において、降級された者は、新たに初級に認定された者とみなす。
- 4 前3の場合において、委員長は、資格者名簿の修正及び人事情報管理システムにより人事ファイルの修正登録をするものとする。

- 5 初級又は準中級のサイバーセキュリティ資格者のうち、サイバーセキュリティ資格の有効期間の満了時に更新基準に満たない者は、サイバーセキュリティ資格を失うものとする。この場合において、委員長は、資格者名簿の削除登録及び人事情報管理システムにより人事ファイルの削除登録をするものとする。
- 6 前1から5までの規定によるほか、やむを得ない事由により、サイバーセキュリティ資格の更新基準を満たすことができないと委員会が認めた場合は、期間を定めて、有効期間を延長することができる。

#### 第18 その他

この通達の実施に必要な細部事項については、別に定める。

## 別表第1

## サイバーセキュリティ資格者級位認定基準

級 位	基 準
初 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処並びにデジタルフォレンジックに関する知識及び技能を有する。</li><li>2 サイバー犯罪に関する基本的な捜査要領についての知識を有する。</li><li>3 情報処理に関して幅広い知識及び技能を有する。</li></ol>
準中級	初級の認定基準に加え、サイバー犯罪及びサイバー攻撃に対する捜査手法、証拠保全、搜索差押要領、初歩的な解析作業等、捜査員として必要な基本的知識・技術を有する。
中 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処並びにデジタルフォレンジックに関する高度な知識及び技能を有する。</li><li>2 サイバー犯罪に関する専門的な捜査要領についての知識を有する。</li><li>3 情報処理に関して高度な知識及び技能を有し、捜査実務に応用することができる。</li></ol>

別表第2

サイバーセキュリティ上級捜査官認定基準

基 準
<p>1 サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処並びにデジタルフォレンジックに関する極めて高度な知識及び技能を有し、応用能力及び指導能力に秀で、他の模範と認められる。</p> <p>2 サイバー犯罪に関する専門的な捜査要領についての知識を有し、平素の勤務成績が優秀で、豊富な捜査経験に基づき、サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処において専門的見地から捜査の中心的役割を担うことができる。</p> <p>3 情報処理に関して幅広く高度な知識及び技能を有し、捜査実務に応用するとともに、自ら技術的問題を解決する能力を有する。</p>



# 認 定 証

氏 名

サイバーセキュリティ資格者 級に認定する

年 月 日

サイバーセキュリティ上級捜査官等認定委員会委員長

副総監

# 認 定 証

氏 名

サイバーセキュリティ上級捜査官に認定する

年 月 日

サイバーセキュリティ上級捜査官等認定委員会委員長

副総監

## サイバーセキュリティ資格者名簿

年 月 日現在

所属	係	階級	氏名	職員番号	生年月日	認定年月日		現所属着任日	研修・専科 (修了年月)	資格 (取得年月)	備考
						初級	年 月 日				
					年 月 日	準中級	年 月 日				
						中級	年 月 日				

備考欄には、次の内容を記入すること。

1. 部門別捜査通任者名簿搭載状況
2. サイバー犯罪の捜査等に関し、特に顕著な実績が認められた場合には、その事件概要等
3. その他、参考になる事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

サイバーセキュリティ上級捜査官名簿

年 月 日現在

所属	係	階級	氏名	職員番号	生年月日	認定日	現所属着任日	研修・専科 (修了年月)	資格 (取得年月)	備考
					年 月 日	年 月 日				

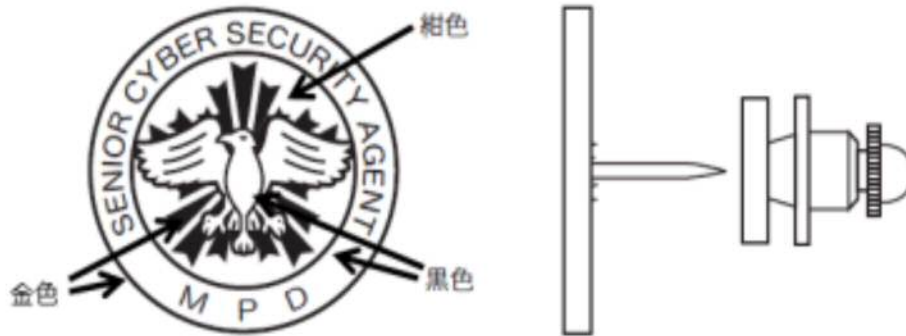
注 備考欄には、次の内容を記入すること。

1. 部門別捜査適任者名簿搭載状況
2. サイバー犯罪の捜査等に関し、特に顕著な実績が認められた場合には、その事件概要等
3. その他、参考になる事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別図

サイバーセキュリティ上級捜査官記章の形状及び制式



注1 地金は純銀とし、直径22.5ミリメートルの円形とする。

2 留金は、ピンホール式とする。

3 内円は紺色とし、外円は黒色とし、ヤタガラスは黒色及び金色とし、旭日及び外周縁取りは金色とする。